

伊丹市立学校課外部活動に伴う兵庫県大会等出場助成要綱

(令和8年4月改定)

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市立学校の課外部活動の成果として、児童または生徒が兵庫県大会、近畿大会および全国大会またはこれらに準ずる大会（以下「県大会等」という。）に出場する場合に、助成金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、県大会等の出場を奨励し、スポーツおよび文化の振興に寄与することを目的とする。

(資格)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、伊丹市立学校に在学する児童又は生徒で当該学校の課外部活動の成果として次項に規定する大会に出場する者（以下「大会出場者」という。）の保護者および大会出場者の保護者で構成される団体のうち次に掲げる要件を満たすもの（以下「対象保護者等」という。）とする。

- (1) 部活動ごとに組織された団体であること。
- (2) その団体に係る部活動に所属する大会出場者の保護者のすべてが団体の構成員に含まれていること。
- (3) 金融機関に団体名義の預金口座を有していること。

2 助成金の対象となる大会は、次の各号に掲げる県大会等のうち市長が認定したものとする。ただし、第3号に掲げる大会については、文化関係の課外部活動にのみ適用するものとする。

- (1) 国または地方公共団体が主催または共催する大会
- (2) 学校体育団体または学校文化団体が主催または共催する大会
- (3) 公益法人が主催または共催し、文化の振興に寄与すると認められる大会
- (4) その他大会の規模等を考慮し、市長が特に認める大会

3 「就学援助対象者」とは、就学困難な児童および生徒に対する就学奨励についての援助に関する規則（昭和49年教委規則第3号。以下「就学援助規則」という。）の規定に基づく援助（就学援助）の対象として認定を受けている者をいう。

(助成金)

第3条 助成金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、兵庫県大会が市職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第400号。以下「条例」という。）第7条に規定する近接地で開催される場合においては、助成金は交付しないものとする。

2 助成金の交付は、同一の県大会等につき1回限りとし、同一の出場に関して他の助成制度との併給は認めない。

(助成金の交付申請等に係る事務の委任)

第4条 助成金の交付を受けようとする対象保護者等（保護者で構成される団体を除く。）は、申請、請求及び受領に係る権限を、児童または生徒が在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）に委任できるものとする。

2 前項の委任を受けた学校長は、当該対象保護者等の委任状を市長に提出するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者は、県大会等終了後、30日以内に兵庫県大会等出場助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に兵庫県大会等出場実績報告書(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。ただし、3月2日から3月末日までの間に終了する県大会等にあつては、当該年度の3月末日までに市長に申請書を提出するものとする。

2 前項の規定による申請(前条第1項の規定により委任を受けた学校長が申請する場合を除く。)は、学校長を経由して行うものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、兵庫県大会等出場助成金交付・不交付決定通知書(様式第3号)を当該申請者に送付しなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成の決定をしたときは、当該申請に係る請求日の属する月から2か月後の末日までに支給するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、対象保護者等が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたときは、その助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(近畿大会等出場費用の助成に関する要綱の廃止)

2 近畿大会等出場費用の助成に関する要綱は(以下「旧要綱」という。)、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定に基づき助成金の交付申請をした者またはこの要綱の施行の日後に旧要綱の規定により助成金の交付申請をしようとする者の助成金については、なお従前の例による。

4 この要綱は、平成5年4月1日以後に開催される大会の出場者について適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年3月31日までの間にこの要綱による改正前の伊丹市立学校課外部活動に伴う兵庫県大会等出場助成要綱による様式により提出された申請書その他の書類は、この要綱による改正後の伊丹市立学校課外部活動に伴う兵庫県大会等出場助成要綱による様式により提出されたものとみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに行われたこの要綱による改正前の伊丹市立学校課外部活動に伴う兵庫県大会等出場助成要綱による学校課外部活動に伴う兵庫県大会等の出場に係る助成については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- この要綱は、令和8年4月1日に施行し、令和9年4月1日以降に申請された助成から適用する。

別表（第3条関係） 助成額

	就学援助対象者				左記以外		
	北海道・ 東北・九州	関東	中国・四国 中部	近畿	北海道・ 東北・九州	中国・四国 中部・関東	近畿
全国大会	80,000円	40,000円	30,000円	10,000円	40,000円	20,000円	10,000円
近畿大会	—	—	—	10,000円	—	—	6,000円
県大会	—	—	—	8,000円	—	—	5,000円

※「—」は当該区分の助成対象外を示す。